

# 新潟県立植物園 体験教室募集及び実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、新潟県立植物園（以下、当園という）を訪れた方々へ、緑化の普及・啓発を図ることを目的として実施される「体験教室」(第2条にて定義)についての必要事項を定める。

## (定義)

第2条 体験教室とは、1日～数日間、原則として当日受付の形式で、有料無料に関わらず、不特定多数へ花と緑に関連する体験を提供するものをいう。

## (教室内容)

第3条 体験教室の内容は、花や緑に関連した参加者体験型のものであること。

## (開催場所)

第4条 体験教室の実施場所は、原則として当園内の以下の場所とする。

- ①観賞温室第3室無料エリア
- ②その他、当園園長が定めた場所

## (開催期間等)

第5条 開催期間は、1日～複数日が可能。開催時間は10:00～15:00までの5時間以内とする。なお、体験教室に関する準備は開催日当日8:30から可能。この他、不都合が生じた場合は、当園に連絡し、すみやかに調整を行う。

## (開催の条件)

第6条 当園にて、体験教室を開催することができる開催者の条件は以下すべての要件を満たしたものとする。

- ①新潟県内を主とした活動場所として活動を行っているもの・団体
- ②主として、花や緑に関連した活動を行っているもの・団体
- ③当園の要請等に対して、誠実に対応ができるもの・団体

## (費用負担等)

第7条 体験教室の運営に関する費用は体験教室開催者(以下、開催者という)が負担する。開催者は、開催中は参加者の怪我や、物損のないよう十分留意する。開催者の瑕疵による事故等について、当園は責任を負わないものとする。

## (出展料・手数料)

第8条 出展料は「無料」とする。手数料は、以下の3段階にて徴収する。

- (1) 参加者5名未満の場合：0円
- (2) 参加者5名以上20名未満の場合：最低体験料金1名分
- (3) 参加者20名以上の場合：最低体験料金×参加者数×0.05

なお、徴収した手数料は、主に体験教室エリアの備品の修繕や充実等に活用する。

## (作品販売等)

第9条 体験教室に関連した物販(例；講師作成の作品など)を行うことができる。その際は、出展料・手数料とは別に、1日あたり1,100円(税込)を徴収する。なお、徴収し

た本経費は、手数料と同様に、主に体験教室エリアの備品の修繕や充実等に活用する。

2 作品販売は、当園にて体験教室を開催した、または開催予定であるものまたは団体が、その年度内において、以下の条件すべてを満たし、了承した場合、当園の物販エリアにて販売することができる。

- ①当園への委託販売の形式とすること
- ②販売手数料は 20%とすること
- ③1 団体(個人)が納品できる最大数(種類)は 50 種類までとすること
- ④当園の提示する覚書について了承し、提出できること

#### (募集期間)

第 10 条 募集については、随時募集及び年 2 回程度、その他の企画・展示等と共に広く広報を行えるよう公募を実施する。

#### (応募方法)

第 11 条 体験教室の開催を希望する開催者は、体験教室開催応募用紙等(別紙 1～2)を当園園長に提出する。なお、別紙 2 については、当園へ体験教室の出展者として、初回の時にのみ、提出をするものとする。

#### (開催の決定)

第 12 条 当園園長は前条の規定による応募用紙の内容を審査し、適正と認めた場合、開催者と日程調整を行い体験教室開催の通知又は許可をする。

#### (開催内容の変更)

第 13 条 開催内容に変更が生ずる場合はすみやかに当園に連絡し、協議を行う。

#### (開催の報告等)

第 14 条 開催者は、教室開催後、以下の事項について報告を行うこと(様式任意。複数日開催の場合は各日報告を行う。最終日以降にまとめて提出の形でも可能)。

- (1) 開催状況写真 2～3 枚程度 (開催日ごと)
- (2) 参加者数
- (3) 売上 ※物販を実施し、当園から要請があった場合

#### (その他)

第 14 条 当園は、体験教室に関わる広報を可能な限り行い、広く周知を図るため、体験教室申請書の内容を広報媒体へ記載することがある。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は令和 3 年 10 月 1 日から実施する。